

# 特別障害者手当のご案内

精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅で生活をする方を対象とする『特別障害者手当』という制度があります。

対象となる方は、重度の障がい固定していることが前提となります。障害者手帳の所持は必須でなく、年齢の上限もありません。

該当する要件などによって必要書類が異なりますので、**事前に裏面の問い合わせ先までご相談ください。**

## 特別障害者手当について

|              |  |
|--------------|--|
| 対象となる方       | 精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にあり、在宅で生活をする方  |
| 対象年齢         | 20歳以上  |
| 手当支給額(令和7年度) | 月額29,590円<br>(5月、8月、11月、2月にそれぞれ前月分までが支給されます。)      |
| 手当の認定基準      | 障がい部位別に認定基準が設けられており、札幌市公式ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。 |

## 所得制限限度額について

特別障害者手当には所得制限が設けられております。受給資格者となる方、配偶者や扶養義務者に所得制限限度額を超過した方がいると、認定基準に該当する障がい程度であっても、手当の支給を停止します。

## 手当の新規認定請求について

特別障害者手当の新規認定請求にあたっては、「新規認定請求書」のほか、部位ごとの専用の「認定診断書」等を提出していただく必要があります。必要書類は各区保健福祉課にお問い合わせいただくか、以下ホームページからご確認ください。

## 施設に入所している場合

裏面に記載の施設や医療機関へ入所している場合、認定基準に該当する障がい程度であっても認定されません。

 特別障害者手当制度の詳細は[コチラ](#)

札幌市 特別障害者手当



札幌市HP



認定基準



# 特別障害者手当を受給することができない施設

| 施設種別   | 備考   |
|--|--|
| 老人福祉法に規定する養護老人ホーム                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム、福祉ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設、サービス付き高齢者向け住宅は「在宅」扱いとなり、手当を受給することができます。</li> <li>・特別養護老人ホームへの「短期入所」は在宅福祉施策の一環として位置付けられているため、「在宅」扱いとなり、手当を受給することができます。</li> </ul> |
| 老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム                          |  |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する療養介護を行う医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養介護を行う病床に限り、手当を受給することができません。</li> <li>・通所の場合は手当を受給することができます。</li> <li>・自動車事故対策機構療養センター(NASVA)及び療養センターから委託を受けている委託病床は「在宅」扱いとなり、手当を受給することができます。</li> </ul>            |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設     |  |
| 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細は以下ホームページにてご確認ください。<br/><a href="https://www.nozomi.go.jp/">https://www.nozomi.go.jp/</a></li> </ul>   |
| 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等で進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練や生活指導を行う施設です。</li> </ul>  |
| 厚生労働省組織規則に基づく国立保養所(国立重度障害者センター)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・R8.1.1時点では大分県別府市にある「別府重度障害者センター」のみが該当する施設です。</li> </ul>  |
| 生活保護法に規定する救護施設                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所した施設が左記の施設に該当するかどうかは下記連絡先までお問い合わせください。</li> </ul>  |
| 生活保護法に規定する更生施設                               |  |

※1 医療機関へ入院した場合は手当を受給することはできますが、入院期間が3か月を超えた場合は手当を受給できなくなります。

※2 老人福祉法に規定する「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」及び「介護医療院」は施設入所扱いとならず、※1の「入院」扱いとなります。

お問い合わせはお住いの区の保健福祉課までご連絡ください。

| 区        | 電話番号         | 住所           |
|----------|--------------|--------------|
| 中央区保健福祉課 | 011-205-3304 | 中央区南3条西11丁目  |
| 北区保健福祉課  | 011-757-2464 | 北区北24条西6丁目   |
| 東区保健福祉課  | 011-741-2463 | 東区北11条東7丁目   |
| 白石区保健福祉課 | 011-861-2449 | 白石区南郷通1丁目南   |
| 厚別区保健福祉課 | 011-895-2481 | 厚別区厚別中央1条5丁目 |
| 豊平区保健福祉課 | 011-822-2459 | 豊平区平岸6条10丁目  |
| 清田区保健福祉課 | 011-889-2041 | 清田区平岡1条1丁目   |
| 南区保健福祉課  | 011-582-4743 | 南区真駒内幸町2丁目   |
| 西区保健福祉課  | 011-641-6945 | 西区琴似2条7丁目    |
| 手稲区保健福祉課 | 011-681-2492 | 手稲区前田1条11丁目  |